

『フォークリフト運転技能講習』のご案内

労働安全衛生法では、フォークリフトによる災害を防止するために、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務には、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ業務に就かせてはならないと規定しています。当協会では、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務に従事できる資格取得と当該作業における労働災害防止を図るため、作業の基本的な知識・技能を身につけて頂くことを目的に下記のとおり講習会を開催致します。

1. 実施日

回	日 程	回	日 程
第1回	2024年 4月23日～26日（火～金）	第7回	2024年12月17日～20日（火～金）
第2回	2024年 5月27日～30日（月～木）	第8回	2025年 1月27日～30日（月～木）
第3回	2024年 6月24日～27日（月～木）	第9回	2025年 2月25日～28日（火～金）
第4回	2024年 8月26日～29日（月～木）	第10回	2025年 3月24日～27日（月～木）
第5回	2024年10月21日～24日（月～木）		
第6回	2024年11月25日～28日（月～木）		

※第1回、第8回については、免除要件を有しない方（自動車運転免許等を有しない方）も対象として実施します。受講を希望される方は、日程、講習内容、受講料等を事前に事務局にお問い合わせください。

2. 会場

学科：コンプレート西小倉 B1F（小倉北区大門2-1-8：JR西小倉駅前）

又は、福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場（北九州市戸畑区中原 46-1）

実技：福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場（北九州市戸畑区中原 46-1）

3. 講習内容

	科 目	時 間	
1日目	荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間	8:30～
	運転に必要な力学に関する知識	2時間	
	関係法令	1時間	
2日目	走行の操作	20時間	8:00～
3日目			8:00～
4日目			8:00～
	荷役の操作	4時間	

※上記内容のほかに、1日目に学科試験、4日目に実技試験があります。

※上記講習内容は、下記、受講区分A（自動車運転免許（大型・中型・普通・大型特殊（カタピラ限定）を有する者（講習時間31時間））を対象とした内容です。

4. 受講料・テキスト代（消費税10%を含む）

（単位：円）

受講区分		講習時間	受講料	テキスト代	合計
A	自動車運転免許（大型・中型・普通・大型特殊（カタピラ限定）を有する者	3 1 時間	税込み 34,100 （税抜き 31,000）	税込み 1,650 （税抜き 1,500）	税込み 35,750 （税抜き 32,500）
B	大型特殊自動車免許（カタピラ限定を除く）、大型・中型・普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許（カタピラ限定）を有し、かつ、3ヶ月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者	1 1 時間	税込み 23,100 （税抜き 21,000）		税込み 24,750 （税抜き 22,500）

5. 免除科目

上記、受講区分B（講習時間1 1 時間）の免除科目は、「走行の操作」20時間となります。

6. 受講資格：年齢 満18歳以上

7. 申込み方法及び受講料等のお支払いについて

※受講申込み前に必ず講習会の空き状況を事務局までお問い合わせください。

事務局：八幡労働基準協会

住 所：〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16

ミドリ安全北九州(株)2階

TEL：093-661-5288 FAX：093-661-5299

申込手順の詳細については、八幡労働基準協会ホームページに掲載の

「技能講習 受講申込方法（No.1～8）」に記載していますので、そちらを必ずご確認の上、手順に従って、申し込みください。

なお、キャンセル発生時には、キャンセル料を頂きますので、ご了承ください。